

平成29年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

原告 島 昭宏

被告 崔 勝久 外1名

## 陳 述 書(甲78への反論)

平成30年5月21日

横浜地方裁判所第4民事部 御中

被告 崔 勝久 朴 鐘碩

大久保徹夫証人の陳述書(甲78)に対して反論します。

そもそも本件訴訟・スラップ裁判の発端は、弁護士が原告をさしおいて裁判の主体になるという代理人である島昭宏弁護士の「原発メーカー訴訟の会」(以下、「訴訟の会」)支援母体への越権行為、さらに事務局長の解任を求めるといふ弁護士業務から逸脱した行為が起因しています。つまり、島弁護士の一方的な理不尽な要求にあったのです。

被告・崔は、事務局長として「原発メーカー訴訟」の差別・抑圧を前提とする戦後の原発体制を打破するために法廷外での国内・海外との連帯を求め、生き方を賭けて取り組んできました(甲76)。原告が名誉棄損に相当するとした甲号証等は、島弁護士による「訴訟の会」の混乱と分裂を收拾させ、「訴訟の会」の円滑な組織運営と訴訟を維持するために、「訴訟の会」会員に理解を求めて書かれたものであり、島弁護士の不条理な言動をあるがままに示し、批判、論評し、防衛的な書き込みをしたに過ぎません。

島弁護士への根拠のない誹謗・中傷ではなく、事実に基づいた正当な批判・論評であり、正当な表現の自由の行使の範囲内であり、名誉棄損に相当しません。以下、大久保徹夫証人の陳述に関して事実に基づいて反論します。

### 2 原発メーカー訴訟提起までの経緯

(1) 当初、原発メーカー訴訟原告団及び事務局は、戦後の原発体制を問い、脱原発運動しなければならない、ということで一致していました。原子力損害賠償法(原賠法)の撤廃、PL法適用が運動の目的ではなく、それらは原発メーカー訴訟準備、原発問題に詳しい講師を招いた学習会、集会のプロセスで見えてきたものであり、私たち原告「訴訟の会」の事務局は戦後の原発体制との闘いを主眼にしていました。

### 3 原告募集、訴状作成及び提訴までについて

甲78陳述書は、原発メーカー訴訟の原告募集の委任状の印鑑問題が完全に欠落しています。

国内・海外から原告の募集を行い、訴訟委任状を集める前に、島昭宏弁護士

事務所において

①(英語版の)委任状の内容

②海外の原告は、国籍のみ記載すれば、印鑑押印の慣習はないからサインで問題なし

③国内の原告の委任状についても、印鑑がなければサインで問題ない

の3点を島弁護士に確認し、原告を募集しました。

ところが、提訴後、東京地裁書記官から、「国内の委任状は、サインは不可で、印鑑が必須である」と委任状不備を指摘されました。

島弁護士の説明と異なる東京地裁の指摘に驚き、事務局は困惑しましたが、島弁護団長の強い助言に従わざるを得なかったのです。本来この作業は、島弁護士の誤った指示によるもので弁護士と共同すべきでしたが、島弁護士は一切関わらず、事務局で対応しました。

島弁護士は、「もし今、再び同じ状況に立てば、やはり押印なしでもいいから、住所氏名だけ書いてもらって、委任状を集めてもらうようお願いします。」と事務局に謝罪の言葉もなく開き直っています。

この大変な作業に事務局員大久保証人も参加していますが、甲78にこの事実は、全く書かれていません。

### 3 (3) 訴状作成に関して

「弁護士らは、徹夜を厭わず作成作業に没頭した」と書かれていますが、事務局は、島弁護士に「訴訟準備の弁護団会議は開かれたのか、訴状に原告の声は反映されるのか」と問いましたが、弁護団会議の開催有無を含めてその報告はなく、結果的に原告の声が訴状に十分に反映されませんでした。このような状況で崔事務局長は、弁護団の訴状の内容を弁護団のメーリングリスト(ML)を通してある程度は知っていましたが、途中でMLから外され、最終的にどのようなのかは知りませんでした。従って、崔は訴状作成に関わることはできませんでした。

## 4 提訴後の状況

(1) 原発事故を起こした巨大企業であるGE、日立、東芝の社会的、道徳的責任を問う「原発メーカー訴訟」は、法廷だけでなく法定外での国内を含めて国際的な運動が重要であることは、原発メーカー訴訟原告団及び事務局で一致していました。海外の原告が多く集まった事実を考慮し、島弁護士も国際連帯運動の重要性を認めています(乙12)。

そのためには、法定代理人である弁護士は、勝訴に向けての法廷戦術に専念し、事務局は法定外での運動を盛り上げ、原告をできるだけ増やすという役割

分担することで島弁護士、事務局双方で合意しています。共同代表である河合弘之弁護士も集会において「法廷外で大きな声で騒ぐこと、記者会見を何度も開くこと」の重要性を説明していました。

集会、講演会で島弁護士は法的なこと、「ノーニュークス権」など、崔事務局長は「原発体制、差別構造、植民地主義、NPT体制と闘わなければならない」とあらゆる観点から原発問題を考えるなど、各々の役割を明確にしていました。

これまで原告島弁護士から提出された証拠甲 1～78 の中には、ほとんどが崔事務局長によって書かれた国内・海外の活動報告が含まれています。共に行動した島弁護士からのレポートは、一切ありません。

「八木沼豊さんが、「これは役員会として(ここで)多数決で決定しよう」「朴さんはこの件について崔さんの考えに賛成しているので、この決に参加する事とします」との発言があり、3対1と決定されてしまいました。」と、大久保証人は、まったく事実と異なることを書いています。何を勘違いしているのか、この場では役員会は実施しておらず、後日、大久保証人の同意の上で役員会議の決定事項としたのです。

「今考えてもこの臨時役員会は無効ではないか」と書かれていますが、大久保証人が提出した「資料・臨時役員会の報告」に明記されているように、臨時役員会と認めた上で

- ①崔さんの海外出張経費の負担承認
- ②第1回弁護団通信経費の支出不承認

という二つの議題について、大久保証人は自分の見解を付記するという条件で同意したものです。更にいえば、事前に行われたスカイプによる事務局会議では、大久保証人は①の海外出張経費の負担を承認していましたが、それを突然覆したのです。

訴訟の会の会計担当だった大久保証人は、2014年10月4日の弁護団との合同会議(乙10-2, 10-3)の場で、島弁護士からの訴訟の会現金、通帳引き渡し要求にきっぱりと拒否しています。

## 5 崔さんらの島弁護士に対する誹謗中傷等

(1)「島弁護士らが崔さんの代理人を辞任したことについては互いに信頼関係が崩壊したという明確な理由があり」と書かれていますが、「明確な理由」はありません。

また、「訴訟の戦略検討、調査活動、広報宣伝活動、口頭弁論期日に関する傍聴者登録などの一般的に原告らが担当する基本的な種々の業務を放棄し、裁判に集中すべきだとする弁護団の要求を無視したのです。」と書かれていますが、「訴訟の会」事務局から島弁護士に訴訟委員会の設置、「混乱」解決に向けて話

し合いを何度も要望しましたが、無視され、拒否されました。

「訴訟の会」事務局員は、ボランティアであり、私的生活を犠牲にし、体調を崩しながらも事務局会議を実施し、組織として運営しており、大久保証人の陳述書にある「組織の私物化、非民主的運営であり、事務局長辞任に値します」という発言が事実と反することは、大久保証人が一緒に事務局員として活動してきていちばんよくわかっているはずで

(2)「新たに設立された「原告団世話人会」が全原告組織となっており、代理人と共に訴訟の基本的な種々の業務を実行しています。」これも事実と異なります。

島弁護士の不条理な言動、それに同調する「原告団世話人会」に対し嫌悪感を抱き、批判的な原告は、少なくありません。また、海外原告に訴訟進行状況はじめ情報伝達は全くなされておらず、これも事実と異なります。

また、世話人会は、東京地裁に提出した委任状に高裁の委任状のことまで記されていたにも関わらず、「高裁から委任状を請求された」という理由で改めて弁護団の意に沿う訴訟委任状を集めています。新たな訴訟委任状を提出している原告は海外を含めるとほとんどありません。そのため、結局、弁護団は、控訴時、東京地裁に提出した訴訟委任状を高裁に提出しており、「全原告組織」となっておらず、これも事実と異なります。

(3)「私たち「原告団世話人会」は、原告から意見を聴取し、原告団として統合した活動をしており、弁護団とは強調しつつも、言うべき事はしっかり言う姿勢を貫いています。」と大久保証人は陳述していますが、原告島昭宏弁護士は2017年11月1日、日本弁護士連合会から「**弁護士法第56条1項**に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する」として業務停止2月の懲戒処分・登録番号42765(乙23,24)を受けた事実について沈黙しています。

#### 「(懲戒事由及び懲戒権者)」

**第五六条** 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。」

このような理由で懲戒処分を認めた弁護士が、原発事故を起こした日立、東芝、GEの道義的・社会的責任を追求する「原発メーカー訴訟団」弁護団共同代表であり続けてよいのか、という深刻な疑問を多くの「原発メーカー訴訟」原告は抱いています。しかし、大久保証人はじめ原告団世話人会は、この事実を公表せず、島弁護士が弁護団の共同代表として適任なのか意見を聴取していません。また、大久保証人は、「言うべき事はしっかり言う姿勢を貫いています。」と語るもののこの事実をどう受け止めたのか、全く触れず沈黙しています。

(4)「私は、原発メーカーに対する責任を問いたいと思い、原告になりました。」と、大久保証人は動機を記していますが、事実は異なり、脱原発、反原発運動をやりたいがために原告になったのです。その後、「原発メーカーに対する責任を問う」ことになりました。

「訴訟の会」の重要な役割をした大久保証人は、何故、島弁護士の意に沿う世話人会の中心メンバーに変節したのか、真意を知りたいと思います。

裁判長に賢明で適切な判断をお願いします。